

● 12月10日(土)から放送がスタート《周波数は80.5MHz》●

りくぜんたかたさいがいエフエム 番組表

時間	月曜日～土曜日	日曜日
9:00	情報 every・陸前高田 ～市からのお知らせ・お天気情報など～(90～120分)	◀再放送 DAY▶ 1週間の番組を繰り返し 24時間放送
10:30	音楽タイム	◀土日放送▶ 土曜・日曜日は、市内の行 事、祭り、イベントなどを 生中継でスタジオとつなく 特別番組も放送していきま す。
12:00	情報 every・陸前高田(再放送) ～市からのお知らせ・お天気情報など～(90～120分)	
13:30	音楽タイム(「歌よ、届け」提供:資生堂)	
14:00	月:いわての昔ばなし(朗読) 火:外国語放送の時間(中国語と英語による情報番組) 水:水曜広場(特番、イベント中継など) 木:情報番組「はちまるゴーゴー生ワイド!陸前高田」 金:気仙のじいちゃん気仙のばあちゃん昔がたり 土:(再放送)「はちまるゴーゴー生ワイド!陸前高田」 ※1.市の復興会議などを録音した番組、特別番組なども、この時間帯を利用して適宜放送していきます。 ※2.議会中継は一日中放送する予定です。	
15:00	音楽タイム	
17:00	情報 every・陸前高田 ～市からのお知らせ・お天気情報など～(90～120分)	
19:00	情報 every・陸前高田(再放送)	
20:00	繰り返し24時間放送	
21:00	◀夜間放送▶	
22:00	ディベート番組(生放送・月1回予定)	
23:00	音楽番組(月1回予定)を放送予定です	
24:00		



開局特別番組放送で市長(右)がメッセージを発信

【りくぜんたかたさいがいエフエムへの連絡・情報提供】

電子メール:rikuzentakata.fm@gmail.com ファクス:47-3456



国家の平和と安全を守りましょう
自衛官募集のお知らせ

自衛隊岩手協力本部では、次のとおり自衛官を募集します。

▽募集項目

【自衛官候補生(男子)】応募資格は、十八歳以上二十七歳未満の者。年間を通して受付中。試験期日は申込時にお知らせします。

【高等工科大学校生徒(一般)中卒(見込含)十七歳未満の者。応募締切は平成二十四年一月六日(金)まで。試験期日は、一次が平成二十四年一月十四日(土)、二次が平成二十四年一月二十八日(土)～三十一日(火)まで。

詳しくは、自衛隊岩手協力本部金石地域事務所(☎019312317854)まで。

不法投棄は犯罪です
災害ごみの処理は適正に

災害により発生したごみは、一次仮置場(的場、森の前、曲松、小友浦)で、無料で受け入れを行っています。係員の指示に従って廃棄し、不法投棄は絶対にやめましょう。なお、受け入れは平日の午前九時から正午まで、午後一時から四時までです。

違反すると罰則の対象に
野焼きは禁止されています

野外焼却や、基準を満たさない焼却炉での焼却は、法律により禁止されています。▽廃棄物焼却は原則禁止「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」により、以下の場合を除いて野外焼却(野焼き)が禁止されており、違反すると罰則の対象になりますので、注意してください。なお、災害により発生した廃棄物についても、野外焼却は原則禁止となっています。

▽罰則の適用除外になる場合

●法令に基づく焼却
※伝染病家畜、マツクイムシ被害木の焼却など

●学校教育などのための焼却
※キャンプファイヤーなど

●風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
※ごんと焼きなどの地域の行事で不要となった門松、しめ縄などを焼却する場合など

●農林業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

※農業者が行う稲わら、剪定枝の焼却など。なお、廃二一ルなどの焼却は含まない。
●落ち葉の焼却その他の一過性の軽微な焼却
※落ち葉、一時的に出される少量のせん定枝、空き地で刈り取った草木の焼却など

▽罰則について

違反している場合には、停止の勧告や命令の適用があります(条例第8条)。命令違反には、一年以下の懲役または三十万円以下の罰金が適用される場合があります(条例第9条)。
詳しくは、市民環境課環境安全係(内線130)まで。
『海と風と町と』発刊
いわた美しき陸中海岸写真集
東日本大震災以前の美しい

三陸海岸を中心とした写真集が、岩手県内有志企業により平成二十四年三月上旬に発刊されます。

この写真集は、将来三陸沿岸のまちづくりを担う子どもたちに美しいふるさとの景色を記憶に留めてほしいという願いから発刊されるもので、三月の卒業式に合わせ、三陸沿岸十二市町村の小・中学校の児童・生徒全員に無償配布されます。

また、「温もりのある風景」

「楽しかったお祭り」などの写真も募集しています。
詳しくは、いわて美しき陸中海岸写真集制作委員会事務局 川嶋印刷(株)営業本部 亀山小野寺(☎019114614161)まで。

災害復旧の土地利用について

NTT東日本では、東日本大震災に伴う電話回線などのサービス復旧のため、緊急工事で電柱などを設置しています。現在、調査員による土地の所有者の確認および土地利用に関する手続きを進めています。被害が大きいエリアなどでは、調査が困難となっています。そこで、土地利用について未手続きとなっているNTT

東日本の電柱がありましたら、次のフリーダイヤルに連絡をお願いします。

▽連絡先 NTT東日本岩手アクセスサポート担当(フリーダイヤル)☎012012621143 ※営業時間は平日午前九時から午後五時

思い出の品の返却について

十二月十七日(土)から思い出の品返却会場が、気仙大工左官伝承館駐車場から高田町鳴石に移転することになりました。
なお、返却会は年末年始も開催する予定です。

被災した水田農家が対象です

被災した水田の復旧作業を行う農業者に支援金を交付します。支援単価は、作業を行う水田10アにつき三万五千円で、作業時間に応じて支払われます。
支援金の申請は、来年一月末までにお願います。
詳しくは、農林課農政係(内線281)まで。

紙上年金教室 ▶ 国民年金保険料の震災特例免除を行っています

●震災に伴う国民年金保険料免除申請の提出期限は平成24年3月末日までです

東日本大震災により住宅や家財、その他財産におおむね2分の1以上の損害を受けた人は、申請により国民年金保険料が全額免除になります。

- 申請には以下の書類などが必要です。
・国民年金保険料免除申請書(市役所にあります。)
 - り災証明書の写し
 - 被災状況届(市役所にあります。)
 - 印鑑
- なお、申請は本人が行うことになっておりますが、本人が申請できない場合は委任状が必要

になります。

2 将来受け取る年金は、免除された期間に応じて減額されますので注意が必要です。(老齢基礎年金の年金額は、全額免除となった期間を2分の1で計算します。)

3 今回保険料が免除になった後で保険料を納付して年金額を増やしたい場合は、追納申込書を10年以内に提出し、保険料を追加納付することもできます。(3年目以降に納付する場合、当時の保険料に追納加算が加わります。)

納付段階で免除を希望する人や免除制度の相談などは、市民環境課か一関年金事務所、社会

保険相談にお越しくください。

●年金の切り替えはお済みですか?

就職や退職により加入していた年金が変わった場合などで、変更の手続きをしないですと、将来受けとる年金が減額になったり、受け取れなくなってしまう場合があります。

東日本大震災以降、多くの方が就職、退職しており、市役所にも多くの方が年金の切り替え手続きに来庁しています。心当たりのある人やまだ手続きが済んでいない人、自分が今どの年金に加入しているかわからない場合などは、市民環境課窓口か一関年金事務所、社会保険相談にお越しくください。

平成24年1月 1月17日(火) 市役所第3仮庁舎 午前10時30分～午後3時 ※予約不要
社会保険相談日程